

昨年度は教訓の宝庫 今度こそ万全の備えを

2020年度
決算に反対

阿部治正は第3回定例市議会(2021年9月2日～10月5日)の最終日に昨年度(2020年度)の決算への反対討論を行いました。大きな課題に絞って討論の要旨をご紹介します。

●流山市の昨年度予算の 5つの問題点

私は、昨年3月議会の予算討論で、5点の批判を行いました。1点目は、消費税増税がもたらす経済失速への対策の不足。2点目は、子育て施設や学校不足による子どもと保護者への犠牲のしわ寄せの解消策が後手に回っている。3点目は、高齢者介護施策が、国が予算をかけないですむサービスへの大きな方向転換、地域包括ケアの名のもとでボランティアや自治会への依存の方向に舵を切っている。第4点目は、商工業政策における海外旅行客誘致への執着、高所得者優遇の国の「ふるさと納税」政策に追随している点。

そして5点目がコロナ対策。私は、実はすでに予算審査の前の昨年2月の一般質問で、大きな危機意識をもって、流山市に真剣な取り組みを訴えました。その後、コロナ問題として大きな課題となったほぼすべてのテーマについて、すでにその時に警鐘を鳴らしました。しかし、きちんと受け止められませんでした。

5点はどれも重要なテーマですが、この討論では、昨年度中の最大テーマであったコロナ対策に絞って意見を述べます。

コロナ感染症の脅威の輪郭が誰の目にも見え始めた、昨年3月の予算審査特別委員会の②



段階でも、市当局の認識は極めて甘かったと言わざるを得ません。3月の予算審査の段階では、多くの委員がコロナの脅威を受け止め、市の対策の不十分さを指摘をしました。しかし、当局の答弁は課題にちゃんと応える内容ではなく、そのことが、2020年度の全時期にわたって尾を引いてしまったと言わざるを得ません。

●PCR検査の不足を反省 し抜本的な拡充を

どこが特に問題だったか。PCR検査が、規模も回数も圧倒的に不足したまま、今日を迎えています。感染症を封じ込めるための原則は「まずは検査、検査による早期発見、そして隔離(保護・治療)」。世界保健機構(WHO)も「検査、検査、検査だ」と強調。にもかかわらず、日本では国や与党、それと強く結びついた医師たちの職能団体などの消極姿勢もあり、PCR検査が不足したと言われています。

特に第3波から第5波にかけての感染者の急拡大の時期は、流山市でも市民や議員から検査拡充の声が強くなりました。東葛地域のような感染者が多発している地域では、高齢者施設などでは、症状を示す者が出てから検査をするのではなく、事前の検査が必要だとの声も多くありました。国も、幾度かの事務連絡を出して、高齢者施設などでは、症状を示す者がいない場合でも検査を行ってよいと言いました。

しかしこの声は流山市当局には受け入れられず、その結果、高齢者施設などで多くのクラスターを発生させてしまいました。



検査拡充、 臨時病院設置、 保健・医療従事者支援を

●感染の再拡大に備えて 臨時病院の設置の準備を

医師たちの職能団体がPCR検査に消極的であった理由は様々に説明されています。検査で感染者が大量に出ると、直ちに医療ひっ迫を引き起こしかねない、つまり医療の受け皿不足などへの危惧だったとも言われています。

だとすれば、当時からすでに必要性が語られていた、大規模な臨時の医療施設の設置は有力な緩和策なりうるはずでした。病床不足の現状に合わせてPCR検査を減らすのではなく、逆にPCR検査の拡充につれて増える感染者を、ちゃんと受け入れることが出来る病床の拡充を、強く求めていく必要がありました。

今年度に入った今は、国も臨時医療施設の設置に以前ほど消極的ではありません。だからこそ市民や議員から、この機会をとらえて、東葛地域への臨時医療施設の設置を県や国に要請すべきという声が今9月議会で上がりました。しかし、市当局は、「機会があれば要請する」という消極的な姿勢にとどまっています。この消極姿勢は、やはり昨年度の事業が正しく総括されていないことと関連しています。その意味でも、昨年度の決算の問題点として、この検査態勢への消極性という事を、改めて強く指摘をします。

●コロナで経営難に陥った事業者への支援拡充を

●コロナで経営難に陥った 事業者への支援拡充を

また、2020年度は、コロナ感染症の拡大によって事業の縮小を余儀なくされたり、経営が



困難に陥った事業者、とりわけ働く人々への支援が切実な課題になりました。流山市は、認定を受けた市内中小企業者への「利子」と「信用保証料」の全額補給、テナント支援、テイクアウト・デリバリー支援などを行いました。これらの事業は積極的に評価されるべきです。しかしそれ以外には国や県の支援制度の紹介事業にとどまりました。

また、きわめて否定的な出来事としては、市の現役の幹部職員が理事会にも入っている事業者で、かつ社会福祉事業分野では流山市にとって大きな位置づけを持つ団体において、労働者がコロナ対策を理由として休業を余儀なくされたにもかかわらず、休業手当が支払われないという事態がおきました。この件は、やむなく労働者の側が国に対して直接に手当を請求する形で決着することを余儀なくされました。

●まずは収入減や雇用危機に陥った労働者の救済を

雇用保険法の下でちゃんとした仕組みが確立されており、しかも事業者には経済的負担は生じない仕組みであるにもかかわらず、それ活用しないで、労働者側に本来は負わなくてよい負担を負わせる。しかもそれが市が大きく関わることで成り立っている名の通った組織で起きたことを考えると、問題は深刻です。ここには、少し厳しい言葉かもしれませんが、コロナ禍で苦しんでいる人々への流山市の無関心さ、冷淡さが、現れています。行政の第一線、特に現場で頑張っているらっしゃる多くの職員さんの努力とは裏腹に、そういう事態を引き起こしてしまっていることを、非常に残念に思います。

本来なら、最初にあげたコロナ問題以外の4つの点についても、決算として、総括すべきことを指摘したいのですが、今回はコロナ問題についてだけにとどめさせていただき、決算認定への反対討論といたします。

賛成 21 反対 5

